

日バス協業第280号  
令和6年8月30日

各都道府県バス協会  
専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会

完全キャッシュレスバス関係及びデジタル公示関係に伴う各種通達等について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省物流・自動車局旅客課より完全キャッシュレスバス関係及びデジタル公示関係に伴う各種通達等がありました。

主な内容は別紙のとおりです。貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 松浦・川鍋・渡邊  
電話：03-3216-4014  
FAX：03-3216-4016